

# 「2018年改定の要点と解説」正誤表

2018年4月6日現在

	誤	正
P12 点数表 床裏装 歯科技工加算1・2の点数	歯科技工加算1・床裏装…+50(+75)[+75] 歯科技工加算2・床裏装…+30(+45)[+45]	歯科技工加算1・床裏装…+50(+85)[+85] 歯科技工加算2・床裏装…+30(+51)[+51]
P14 点数表 印象採得料及び咬合採得料の点数	印象採得料(1個につき)単純印象… <del>21(32)</del> 連合印象… <del>43(65)</del> 咬合採得料(1個につき)… <del>11(17)</del>	印象採得料(1個につき)単純印象…22(34) 連合印象…45(67) 咬合採得料(1個につき)…13(19)
P14 レジン前装金属ポンティックの点数	金パラ小白歯 <del>799</del> 金パラ大白歯 <del>694</del>	金パラ小白歯 889 金パラ大白歯 930
P19 (4)歯科特定疾患療養管理料の解説	放射線治療性顎骨壊死	放射線性顎骨壊死
P47 周術期口腔機能管理料(Ⅲ)の解説の表の【改正前】	週Ⅰ, 週Ⅲ	週Ⅰ, 週Ⅱ
P52 歯科治療時医療管理料の解説4の表	歯科治療時医療管理料(40点)	歯科治療時医療管理料(45点)
P62 中央の表【改定後】未届医療機関 訪問診療3	<del>167</del> 点	<u>165</u> 点
P65 解説1の2行目後段	医科点検表	医科 <u>点数表</u>
P70 解説1の3行目後段	(P54参照,	(P <u>52</u> 参照,
P79 有床義歯咀嚼機能検査の解説2-(2)	「有床義歯咀嚼能力検査」 「有床義歯咀嚼能力検査1」	「有床義歯咀嚼機能検査」 「有床義歯咀嚼機能検査1」
P79 有床義歯咀嚼機能検査の解説3-(3)	「有床義歯咀嚼能力検査」 「有床義歯咀嚼能力検査2」	「有床義歯咀嚼機能検査」 「有床義歯咀嚼機能検査2」
P121 クラウン・ブリッジ維持管理料に解説4として追加	(追加)	4. 硬質レジンジャケット冠を歯科用金属アレルギー患者に対して行う場合の補管を算定しない部位に、前歯が追加された。同じくCAD/CAM冠では、小白歯が追加された。
P126 充填の解説5として追加	(追加)	5. 抜髄を行う際に、根管側壁、髄室側壁または髄床底の穿孔を封鎖した場合、充填1の104点、または2の59点と、充填材料をそれぞれ算定する。
P128 硬質レジンジャケット冠の解説4に追加	(下線部追加)	1個につき印象採得 <u>32</u> 点、または <u>64</u> 点を算定する。
P128 硬質レジンジャケット冠に解説6として追加	(追加)	6. 歯科用金属アレルギー患者に対して硬質レジンジャケット冠を前歯に行う場合、補管は算定しない。
P129 CAD/CAM冠に解説6として追加	(追加)	6. 歯科用金属アレルギー患者に対してCAD/CAM冠を小白歯に行う場合、補管は算定しない。
P132 高強度硬質レジンブリッジの解説2の表仮着の点数	<del>100</del> 点	<u>40</u> 点

	誤	正
P132 高強度硬質レジンプリッジの解説 4	3月1日現在、保険収載されている	<u>4月収載予定の</u>
P132 高強度硬質レジンプリッジの解説 5	5番以外の中間欠損を含む臼歯3歯ブリッジ	5番以外の中間欠損 <u>であっても</u> 臼歯3歯ブリッジ
P154 改定事例1の10/9 処方箋の薬剤	㊦ アセトアミノフェン細粒 20% 1回 200mg 1日2回3日分	㊦ <u>イブプロフェン顆粒</u> 20% 1回 <u>100 mg</u> 1日3回3日分
P157 改定事例3の4/9の 処方箋の内容	(追加)	㊦ ポビドンヨード含嗽用液 7% 30ml 1回 2~4ml を約 60ml の水に希釈 1日4回
P158 改定事例3の5/7の 処方箋の内容	(追加)	㊦ ポビドンヨード含嗽用液 7% 30ml 1回 2~4ml を約 60ml の水に希釈 1日4回
P162 改定事例7の5/2 訪衛指の点数、合計点数、総合計点数	<del>328</del> 合計 <del>2,397</del> <del>3,369</del>	<u>300</u> 合計 <u>2369</u> <u>3,341</u>
P166 10.常勤職員の配置を、常勤換算でも配置可能とするもの	(追加)	歯科疾患管理料 総合医療管理加算 歯科疾患在宅療養管理料 在宅総合医療管理加算 在宅患者歯科治療時医療管理料